## 第3章 基本理念と基本目標

## 1 基本理念

本プランの基本理念は、「子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持ちながら成長・活躍できる社会の実現」とします。

情報化、国際化、少子高齢化の急速な進展や、新型コロナウイルス感染症の流行など、子供・若者を取り巻く状況は大きく変化しています。

若年無業者(ニート)やひきこもり、いじめや不登校、貧困、非行などの様々な困難を有する子供・若者の問題は、依然として深刻な状況であり、孤独・孤立やヤングケアラーの問題の顕在化、性の多様性への意識の高まりなど、新たな課題への対応も求められます。

このような中、次代を担う子供・若者が、社会の中に安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍できるよう、子供・若者を取り巻く状況をしっかりと認識し、社会全体で見守り、手を差し伸べていくことが重要です。

本県では、一人一人の状況に応じた様々な施策を総合的に進めることにより、全ての子供・若者の最善の利益が尊重され、誰一人取り残されることなく、夢や希望を持ちながら、その持てる能力を十分に発揮して、健やかに成長し活躍できる社会の実現を目指します。

# 2 基本目標

基本理念を実現し、子供・若者を取り巻く現状や課題等の解決を目指すため、以下の3つの基本目標を掲げて取り組んでいきます。

## (1) 基本目標 I 全ての子供・若者の健やかな育成と自立支援

全ての子供・若者の豊かな人間性や社会性を健やかに育み、夢や希望を持って人生100年時代<sup>25</sup>を生き抜く基礎の形成を図ります。

また、自らの可能性に果敢に挑戦し、一人一人が才能を開花させ、未来を切り拓いていけるよう応援します。

No.	指標名	現状値	目標値
	児童生徒が身に付けている	小学校85.0%	小学校100%
1	「規律ある態度」の達成状況	中学校 8 6 . 1 %	中学校100%
		(令和3年度)	(令和9年度)
9	県内大学新規卒業者に占める	5.8%	3.9%
	不安定雇用者の割合	(令和3年度)	(令和8年度)

 $^{25}$  ロンドン・ビジネス・スクールの教授が著書の中で提唱した言葉。寿命の長期化によって先進国の 2 0 0 7 年(平成 1 9 年)生まれの 2 人に 1 人が 1 0 3 歳まで生きる「人生 1 0 0 年時代」が到来するとされている。

### (2) 基本目標Ⅱ 困難を有する子供・若者への支援

若年無業者(ニート)、ひきこもり、非行など、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者が、個々の状況に応じて、それらの困難を克服あるいは軽減・コントロールしつつ成長・活躍できるよう支援します。

No.	指標名	現状値	目標値
	子ども・若者支援地域協議会26 (こ	24市町	63市町村
3	れに相当する体制を含む。)を設置	(令和4年度)	(令和9年度)
	している市町村の数		
4	青少年の再非行(犯罪)防止活動に	25市町村	63市町村
	取り組む市町村の数	(令和3年度)	(令和9年度)

### (3) 基本目標皿 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備

家庭、学校、地域等が、子供・若者の安心・安全な居場所として、また、成長の場としてより良い環境となるよう、社会全体、地域全体の機運を高め、連携して活動を促進します。

また、家庭、学校、地域、NPO等の多様な担い手が、それぞれの得意分野や知 見等を生かし、子供・若者の成長を支える持続的な活動ができるよう支援します。

No.	指標名	現状値	目標値
5	「地域で子供を育てる意識が向上し	45.3%	56.0%
	た」と回答した小・中学校の割合	(令和3年度)	(令和9年度)
6	子供の居場所27の数	520か所	800か所以上
		(令和3年度)	(令和8年度)

年、注目されている。

37

<sup>26</sup> 子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定により、地方公共団体が設置する協議会。

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> 家でも学校でもなく居場所と思えるような場所。代表的な居場所として、子ども食堂、無料塾、プレーパーク、多世 代交流拠点等がある。子供の自己肯定感を育む場として、地域の方々の創意工夫により多様な形で展開されており、近